

熊本地震被災者の医療・介護の自己負担免除等の措置の延長について

現状

- ① 当面 被保険者証無く受診可能。
- ② 被災している旨を 窓口で申告 すれば支払い 猶予
- ③ さらに 国保・後期・介護等 の被保険者である場合は 免除
※ 県内全市町村に対応を要請し、全市町村対応する旨回答があった
※ 国保等に係る免除分は財政支援(8/10)。なお、免除額要件(国保の場合3%)は無し。
※ ②③は平成28年 7月末まで の措置

今後の対応(案)

- <9月末まで>
(①②③関係)
○ 現在の措置をそのまま 2か月延長。

- <10月以降>
(①関係)
○ 医療機関等での窓口で 被保険者証の提示を必要 とする。
※ 必要な方には9月中に被保険者証再交付が必要
- (②③関係)
○ 28年度 は現在の 猶予・免除措置を継続。
※ 財政支援も同内容で継続
○ ただし、医療機関等での窓口で 免除証明書の提示を必要 とする。
※ 9月中に免除証明書の発行が必要(ただし、申請を待つこと無く交付することも可能。)
※ 被害が著しく免除証明書の発行 手続きが間に合わない旨申し出た自治体 に限り、10月以降も任意の時期まで 引き続き窓口での申告のみで可 とする。

スケジュール

- 6月日: 事務連絡発出
- 7月8日: 保険者の回答締切
- 7月11日の週中: 県内の方針をとりまとめ、周知

<熊本県通じて依頼>

- ① 8月以降の免除の継続を県内市町村等に要請
- ② 免除証明書発行が間に合わない市町村の申出確認